

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 28 年 1 月 28 日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 6件

国 民 年 金 関 係 2件

厚生年金保険関係 4件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国 民 年 金 関 係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500828 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 1500084 号

## 第1 結論

平成 4 年 4 月から平成 5 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていました期間に訂正することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和 45 年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成 4 年 4 月から平成 5 年 3 月まで

私は、請求期間についても、請求期間前後の期間と同じように国民年金保険料の免除申請を行っていたと思う。請求期間前後の期間が免除と記録されているのに、請求期間が免除と記録されていないのは不自然なので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録により確認できる請求者の国民年金被保険者の資格取得に係る処理日から、平成 3 年 4 月頃に払い出されたものと推認でき、請求期間について国民年金保険料の免除申請を行うことは可能である。

また、オンライン記録により、請求期間前後の平成 3 年度及び平成 5 年度の免除期間については、いずれの年度も 5 月に国民年金保険料の免除申請が行われていることが確認でき、国民年金保険料の免除の手続が適正に行われていることに加え、請求期間とその前後の期間において、特段の事情の変化が認められないことから、請求者が請求期間だけ免除申請を失念したとは考え難い。

さらに、請求者は、請求期間当時同居していた弟について、平成 2 年 4 月から平成 6 年 3 月までの期間は請求者と同じく大学生であり、父親の扶養家族だったと思うと陳述しているところ、オンライン記録により、請求者の弟が 20 歳になった平成 3 年 \* 月から平成 6 年 3 月までの期間について、申請免除期間と記録されていることが確認できることから、請求期間においては、請求者についても免除基準に該当していたものと推認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500811 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 1500085 号

## 第1 結論

昭和 45 年 7 月から同年 9 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和 16 年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 45 年 7 月から同年 9 月まで

私は、結婚後、国民年金保険料を妻とともに納付していた。国の記録によると、請求期間について、妻は保険料を納付した記録となっているが、私は未納の記録となっていることに納得できないので、調査の上、請求期間を納付済期間に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間は、3か月と短期間である上、請求者が納付し始めた昭和 40 年 4 月以降の国民年金保険料は、請求期間を除き全て納付済みである。

また、請求者は、国民年金の加入手続及び保険料納付について、妻が夫婦二人分を共に行っていた旨主張しているところ、請求者の妻については、国民年金手帳記号番号が請求者と連番で昭和 40 年 7 月頃に払い出されており、国民年金保険料は、請求期間を含めて昭和 40 年 4 月以降、全て納付済みとなっていることが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500858 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1500248 号

## 第1 結論

請求者のA社における昭和42年10月1日から昭和43年10月1日までの期間及び平成元年10月1日から平成2年10月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。昭和42年10月から昭和43年9月までの標準報酬月額については、3万6,000円から3万9,000円とし、平成元年10月から平成2年9月までの標準報酬月額については、41万円から44万円とする。

昭和42年10月から昭和43年9月までの期間及び平成元年10月から平成2年9月までの期間の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和18年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和42年10月1日から昭和43年10月1日まで  
② 平成元年10月1日から平成2年10月1日まで

A社に勤務している期間のうち、請求期間①及び②に係る厚生年金保険の標準報酬月額が厚生年金基金の標準給与月額と相違している。

請求期間当時の資料を提出するので、請求期間①及び②に係る標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録において、請求者の請求期間①に係る標準報酬月額は3万6,000円、請求期間②に係る標準報酬月額は41万円と記録されているものの、同社が加入する健康保険組合からの回答及び同社が加入する厚生年金基金から提出された厚生年金基金加入員台帳により、請求者の請求期間①に係る標準報酬月額はいずれも3万9,000円、請求期間②に係る標準報酬月額はいずれも44万円であることが確認できる。

また、A社から提出された昭和42年10月の定時決定に係る厚生年金基金加入員標準給与決定通知書により確認できる請求者の標準給与月額は3万9,000円であり、同社から提出された平成元年10月の定時決定に係る健康保険被保険者標準報酬決定通知書により確認できる請求

者の標準報酬月額は 44 万円であることが確認できる。

さらに、上記健康保険組合の担当者は、被保険者報酬月額算定基礎届及び被保険者報酬月額変更届等については、事業所から当健康保険組合に提出された複写様式の届出書を、厚生年金基金を経由して社会保険事務所（当時）に回送している旨陳述しており、上記厚生年金基金の担当者も、健康保険組合に提出された届出書は当厚生年金基金を経由して社会保険事務所に回送される旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、請求者が主張する標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったと認められることから、請求者の請求期間①に係る標準報酬月額については 3 万 9,000 円に、請求期間②に係る標準報酬月額については 44 万円に訂正することが必要である。

厚生局受付番号：関東信越（東京）（受）第 1500870 号  
厚生局事案番号：関東信越（東京）（厚）第 1500249 号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成20年12月12日は5万円、平成22年12月10日は20万6,000円、平成23年7月7日は20万7,000円、同年12月12日は20万6,000円、平成24年7月6日は20万8,000円に訂正することが必要である。

平成20年12月12日、平成22年12月10日、平成23年7月7日、同年12月12日及び平成24年7月6日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成20年12月12日、平成22年12月10日、平成23年7月7日、同年12月12日及び平成24年7月6日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名：男

基礎年金番号：

生年月日：昭和37年生

住所：

### 2 請求内容の要旨

請求期間：① 平成20年12月12日  
② 平成22年12月10日  
③ 平成23年7月7日  
④ 平成23年12月12日  
⑤ 平成24年7月6日

A社から支給された賞与について、請求期間①から⑤までの賞与に係る記録が保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）になっているが、厚生年金保険料は控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①から⑤までについて、A社から提出された「支給集計表」、「賞与明細一覧表」、「取引推移一覧表」及び「預金元帳」により、請求者は平成20年12月12日に5万円、平成22年12月10日に20万6,000円、平成23年7月7日に20万7,000円、同年12月12日に20万6,000円、平成24年7月6日に20万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から⑤までの請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を、年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成27年10月13日に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）は、請求者の請求期間①から⑤までの標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500871 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1500250 号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成23年7月7日は30万円、同年12月12日及び平成24年7月6日は31万4,000円に訂正することが必要である。

平成23年7月7日、同年12月12日及び平成24年7月6日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成23年7月7日、同年12月12日及び平成24年7月6日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成23年7月7日  
② 平成23年12月12日  
③ 平成24年7月6日

A社から支給された賞与について、請求期間①、②及び③の賞与に係る記録が保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）になっているが、厚生年金保険料は控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①、②及び③について、A社から提出された「賞与明細一覧表」、「支給集計表」、「取引推移一覧表」及び「預金元帳」により、請求者は平成23年7月7日に30万円、同年12月12日及び平成24年7月6日に31万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①、②及び③の請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を、年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成27年10月13日に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間①、②及び③の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500872 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1500251 号

## 第1 結論

請求者のA社における平成 23 年 7 月 7 日の標準賞与額に係る記録を 3 万円とすることが必要である。

平成 23 年 7 月 7 日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 52 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 23 年 7 月 7 日

A社に勤務し、育児休業期間中に支給された請求期間の賞与について、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）になっているので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間について、A社から提出された「賞与明細一覧表」及び「取引推移一覧表」により、請求者は平成 23 年 7 月 7 日に同社から賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づく育児休業期間中（平成 22 年 11 月 16 日から平成 23 年 9 月 19 日まで）に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、オンライン記録により、請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届は、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後である平成 27 年 10 月 13 日に届け出られたことにより、当該期間は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により保険給付の対象とならない記録となっているが、事業主から育児休業期間中に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出があった場合は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定により、当該育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められていることから、厚生年金保険法第 75 条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求者の請求期間の標準賞与額については、事業主により提出された「賞与明細一覧表」における当該賞与額から、3 万円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500794 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 1500083 号

## 第1 結論

平成 3 年 5 月から平成 5 年 2 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和 25 年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成 3 年 5 月から平成 5 年 2 月まで

私は、A 市 B 区に住んでいた平成 3 年 5 月頃、近くの B 区役所 C 出張所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料も同出張所において現金で納付した。当時の年金手帳や領収証はないが国民年金保険料を納付した記憶があるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者の国民年金手帳記号番号（以下「記号番号」という。）は、オンライン記録により確認できる請求者の国民年金被保険者の資格取得に係る処理日から平成 7 年 3 月頃に払い出されたと推認でき、社会保険オンラインシステムによる氏名検索においても、上記記号番号とは別の記号番号を確認することはできないことから、請求者の国民年金の加入手続は、請求者が D 市に居住していた平成 7 年 3 月頃に行われたと考えられ、A 市に居住していた平成 3 年 5 月頃に加入手続を行い、国民年金保険料を納付したとする請求者の主張と符合しない。

また、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500838 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 1500086 号

## 第1 結論

昭和 52 年＊月から昭和 59 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和 32 年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和 52 年＊月から昭和 55 年 7 月まで  
② 昭和 55 年 8 月から昭和 59 年 3 月まで

私が 20 歳になった昭和 52 年＊月から社会人になる前の昭和 56 年 3 月までは、母が国民年金保険料を納付し、社会人になってからは、自分で国民年金保険料を納付した。国民年金保険料を認めないことはなかったので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者の国民年金手帳記号番号（以下「記号番号」という。）は、請求者の国民年金被保険者の資格取得に係るオンライン記録の処理日から昭和 59 年 9 月頃に払い出されたと推認できるところ、請求者が、母親が請求者の国民年金の加入手続を行った際に交付されたとして現在所持する年金手帳は、A 市で発行されている上、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索においても、請求者に対して、別の記号番号が払い出されたことを確認することはできないことから、請求者の国民年金の加入手続は、請求者が A 市に居住していた昭和 59 年 9 月頃に行われたと考えられ、B 市に居住していた昭和 52 年＊月頃に母親が加入手続を行い、国民年金保険料を納付したとする請求者の主張と符合しない。

また、前述の記号番号の払出時点では、時効により請求期間①及び請求期間②のうち昭和 55 年 8 月から昭和 57 年 6 月までの期間の国民年金保険料を納付することはできない上、請求者は、請求期間①及び請求期間②のうち昭和 55 年 8 月から昭和 56 年 3 月までの期間について、請求者の母親が請求者の国民年金保険料の納付を行っていた旨主張しているが、請求者の母親は既に亡くなっていることから、その証言を得ることができず、請求者は、遡って国民年金保険料を納付した記憶はない旨陳述している。

そのほか、請求者及び請求者の母親が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。